

修文大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

修文大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、修文大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」を踏まえ、「広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」という使命・目的が学則に明記されている。

教育目的として、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指しており、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力を付与するために具体的な重点目標を掲げて教育を行っている。使命・目的及び教育目的は三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映され、大学案内、学生募集要項、学生便覧などに簡潔に文章化され、入学式などでの学長講話及びホームページにおいて学内外に周知されている。

教育研究組織は、1学部1学科なので使命・目的及び教育目的と整合した構成となっている。

「基準2. 学修と教授」について

教育目的を踏まえた三つの方針が明確化されており、大学案内、学生募集要項、ホームページに明示されている。アドミッションポリシーに沿って、多様な区分の入学試験を適切に設定し、入学定員に沿った学生受入れ数をほぼ維持している。

カリキュラムポリシーに沿って、基礎教育科目、専門教育科目の体系的な教育課程を編成している。習熟度別クラス編成、リメディアルを目的とした橋渡し授業の設定、臨地実習を基にしたPBL(Problem Based Learning)的授業方法など、教授方法に工夫がなされている。新入生にはクラス担任教員が個々の学生と面談を行い、各学期の初めには学年別にオリエンテーションを実施して履修指導を行うなどきめ細かい指導を行っている。

FD(Faculty Development)活動は組織的に実施され、全科目での学生による授業評価アンケートの実施、公開授業による教員相互の意見交換、研修会開催などによって教育力の向上が図られている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の管理運営については学則及び関連規定に基づき、管理運営体制が整備され、理事会は学長に教学の責任と権限を委譲し、機能分担を明らかにしている。

法人及び設置する学校の管理及び運営に関する業務の円滑化を図ることを目的とし、理事長が招集する報告会を毎月開催している。法人からは理事長、法人事務局長、大学からは学長、学部長、学科長、大学事務局長等が出席しており、学校法人と大学との間での情

報共有が図られている。最終的意思決定機関としての理事会は適切に組織されている。

平成 23(2011)年度より大学の定員充足が保たれ、収支バランスは学生生徒等納付金収入の増加、外部資金の導入などの努力により確保できており、安定した財務基盤である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即して自己点検・評価すべき事項を定め、それぞれの課題に関係する委員会の委員長及び関係部署の責任者により、現状把握のための調査・データの収集と分析による客観的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果を入試制度の改善に生かすなど、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能している。自己点検・評価は、3 年ごとまたは学長が必要と認める時期に定期的実施することが予定されている。

「平成 26 年度自己点検評価書」は、ホームページで公開されており、自己点検・評価の結果が学内外に共有されている。

総じて、大学の使命・目的は明確に示されており、「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士・栄養士・栄養教諭の育成」という教育目的の実現のためにさまざまな教授方法の工夫や教育力の向上が図られている。使命・目的の達成に向けた機能的・戦略的意思決定のできる経営・管理体制を構築し、中長期的な全体計画を策定して、事業の執行を管理・点検・評価する PDCA サイクルの確立と着実な稼働が図られることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」にのっとり、使命・目的が「広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」と学則に明確に記されている。教育理念として「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を掲げて、

「学術・教育の高度化に対応した職業人」として、管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を具体的な教育目的としている。

これらの教育理念や教育方針等が学生便覧、大学案内、募集要項などに簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力を付与するために具体的な重点目標を掲げて教育を行っている。

健康栄養学部管理栄養学科の人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的は大学案内、学生募集要項、学生便覧などには明文化されているが、学則には示されていないので整備が検討されている。

平成 22(2010)年に改訂された「管理栄養士国家試験出題基準」や 5 年ごとに改訂される「日本人の食事摂取基準」への対応を含めて教育課程を見直し、平成 27(2015)年度から実施できるようにカリキュラムの改正を進めており、法令への適合、求められる専門性・資質の変化や高度化に対応する姿勢が認められる。

【改善を要する点】

○学部、学科について人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていないので、計画に従って早急に改善が必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学長、教員を含む設置準備委員と役職員との協議によって、大学設置申請時に使命・目

的及び教育目的の策定がなされている。理事長、学長、学部長、学科長、法人事務局長などが出席する報告会を月1回開催しており、学校法人と大学との間での情報共有が図られている。

使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生募集要項、学生便覧や入学式などでの学長講話及びホームページにおいて学内外に周知されている。これらは、大学案内などにおいて周知されているディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに適切に反映されている。

教育研究組織の構成は、使命・目的及び教育目的と整合性がある。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが明確化されており、大学案内、学生募集要項、ホームページに明示されている。アドミッションポリシーに沿って、多様な区分の入学試験を適切に設定している。

入学者選抜は、入学試験実施要項によって公正かつ厳正に行われている。入学試験問題の作成も大学が自ら行っている。

開学から3年間は入学定員を大幅に下回る入学者数であったが、積極的な広報活動に取り組み、平成23(2011)年度以降は入学定員に沿った適切な学生受入れ数をほぼ維持している。

入学者の学習意欲の向上を図るために入学前教育プログラムの実施などの対策を講じている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目2-2を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーが適切に設定されており、学生便覧、大学案内に明示されている。カリキュラムポリシーに沿って、基礎教育科目、専門教育科目の体系的な教育課程を編制している。

習熟度別クラス編成、リメディアルを目的とした橋渡し授業の設定、臨地実習を基にした PBL 的授業方法など、教授方法に工夫がなされている。FD 委員会を設置し、教授方法の改善を進めるための組織体制が整備されている。

1 年間に履修登録できる卒業要件単位数の上限が学則に定められている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会を中心に関連の教職員が協働して学修及び授業支援に取り組み、TA 制度は導入されていないが、助手が授業の支援を行っている。

新入生には、クラス担任教員が個々の学生と面談を行うなど細かい指導を行っている。入学前教育プログラムや入学後の補修授業の実施などにより、基礎学力の不足を補い、各学期の初めに年次別にオリエンテーションを実施して履修指導を行っている。4 年次には正課外授業として「管理栄養学特論」を開設し、管理栄養士国家試験の受験対策を行っている。

全学的にオフィスアワー制度を実施しており、時間割表に記載することにより学生に周知している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定等の基準は「修文大学学則」に定められている。進級要件は定めていないが、「臨地実習」「専門演習」「卒業研究 I・II」「生理学 I・II」では、それぞれ、それまでの単位修得状況による履修条件を設けている。

他大学において修得した単位について、卒業要件として認める単位数の上限が適切に設定されており、学則に規定化されている。

成績評価については、学則に成績評価基準が定められ、学生便覧の「教務関係・履修の

手引き」にも明記されており、厳正に実施されている。

【参考意見】

○一部の科目において授業計画（シラバス）の記載に不備があるため、早急に整備されたい。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職相談室を設置し、就職課職員が就職・進学に関する書類作成や面接などの指導を行い、助言体制を整備し適切に運営されている。担任やゼミ担当者との連携した支援体制を敷いている。

単位化はしていないが、キャリアデザインを授業時間割に組み込み、学年次ごとのテーマで段階的なキャリア指導を実施している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価のために、全ての科目で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックして学修指導の改善に努めている。

また、平成 25(2013)年度から公開授業を実施し、教員相互の授業方法について意見交換の場を設け、授業及び学修指導を点検し、教育力の向上につなげている。

教育目的の達成状況の点検・評価結果のフィードバックとして臨地実習・専門演習・卒業研究の受講条件を定めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活全般に関わる学生支援サービスと厚生補導のため、教職員組織である学生支援委員会を設置している。それらの業務を遂行する事務組織として学生課があり、適切に機能している。加えて、専任教員がクラス担任として学生生活全般をサポートしている。

学生会の執行部定例会議に学生支援委員会委員及び学生課職員が参加して、学生の意見や要望を聞いて対応し、学生会の課外活動に対して全面的にサポートしている。奨学金制度として独自の「一宮女学園奨学金制度」があり、経済的な支援を適切に行っている。健康支援については、看護師が常駐する医務室、臨床心理士が対応する学生相談室を設置している。

学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるために大学生生活アンケートを実施し、学生生活全般に対する満足度を調査して、検討課題の改善に努めている。

【参考意見】

○学生相談室を設置し、臨床心理士が学生の相談に対応できる体制となっているものの十分に活用されていないので、学生が気軽に利用できるような雰囲気づくり、設置場所、及び利用時間などに工夫が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

管理栄養士養成に対応し、大学設置基準に適合した専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の方針は、「修文大学教員資格審査委員会規程」「修文大学教員資格審査基準」を定め、適切に運用している。

FD 活動は FD 委員会によって組織的に実施され、学生による授業評価アンケート、公開授業による教員相互の意見交換、研修会開催などを実施している。

教養教育については、運営上の責任体制として教務委員会・カリキュラム検討会が設置されている。

【参考意見】

○専任教員の年齢のバランスが取れていないので、年齢構成についての配慮が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に規定されている教育目的達成のための校地、校舎、運動場、実習施設、図書館などは適切に整備されている。教育課程及び教育計画の教授に必要な施設設備は、充足し有効に活用されており、教育研究活動の目的を達成するため管理会社に維持、運用、管理を委託している。

バリアフリーの整備がされており、校舎施設等は耐震工事を終え、築後年数の経った施設では年次計画あるいは必要に応じて補修を行い、施設・設備の利便性・安全性は確保されている。

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となるように管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

理事会・評議員会は定期的で開催され、監事の監査、監査法人による会計監査も行っており、経営の規律が保たれた運営を行っている。

建学の精神に基づいた人材育成について、教授会を中心とした各審議機関において定期的に審議し、使命・目的を実現するための継続的努力がなされている。

大学の運営は、大学の設置、運営に関する法令を遵守している。

ハラスメントに対する規定があり、環境保全・安全への配慮がなされている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している 9 項目教育情報及び財務情報などは、ホームページ上で公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は「学校法人一宮学園寄附行為」に基づき最高意思決定機関と位置付けられ、定期的に開催し、また必要がある場合は、理事長がその都度招集して開催している。

理事会では、事業計画、予算、決算、規定・学則の改訂などの事項を審議し決定している。

理事の選任については、寄附行為の規定に基づき、学長、各付属学校長、学識経験者などから構成され運営が行われており、理事会の出席状況についても概ね良好である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定は、規定に基づき教授会が置かれ、権限と責任が明確に定められ適切に運用している。また、各種委員会が整備され、多角的に意見を聴取・検討している。その内容は教授会へ上程され、審議を行い決定されている。

また、教授会で諮られた審議事項について内容に不備があると判断した場合や論議が不十分だと判断した場合、委員会へ差し戻し、再度検討後改めて教授会に諮るよう指示し、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

学長は教授会で審議された重要な案件については、理事会に提案し承認することになっており、意思決定の仕組みは明確になっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人、設置する学校の管理及び運営に関する業務の円滑化を図ることを目的とし、理事長が招集する報告会を毎月開催している。

理事長は法人を代表して総理している。大学の管理運営については学則及び関連規定に基づき、管理運営体制が整備され、理事会は学長に教学の責任と権限を委譲し、機能分担を明らかにしている。学長は職指定の理事として学園の意思決定に参画し、相互チェック機能が図られている。

評議員会は定期的で開催され、適切に機能しており、監事は理事会、評議員会に常に出席し適切に職務を遂行している。

予算案の作成等においては各部署の担当者が立案し、法人本部へ提出した後、最終的に理事会で決定されている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については、事務分掌規定に従って、総務課、教務課、学生課、就職課及び広報課を適切に配置している。また効果的な執行体制を確保するため事務局長を置き、円滑な運営にあたっている。

職員の資質・能力向上のために日本私立大学協会の主催する事務局長担当者研修をはじめとする学外研修に積極的に参加し、報告書の提出などにより情報や問題点などを共有している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年度より、大学の定員充足率が順調に伸びており、よって学生生徒等納付金は堅調に増加しており、平成 25(2013)年度決算においては、法人全体及び大学の帰属収支差額は収入超過となっている。

収支バランスは学生生徒等納付金収入の増加、外部資金の導入などの努力により確保できている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人一宮女学園経理規程」に基づき適正に行われている。会計処理の不明確事項などは、その都度、公認会計士や監事に相談し処理している。

監査法人による会計監査及び監事による監査も厳正に実施されている。監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、「修文大学自己点検・評価委員会規程」に基づき設置された「自己点検・評価委員会」のもと、大学の使命・目的に即した自己点検・評価すべき事項を定め実施している。

教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施している。

自己点検・評価の周期は、開学から完成年度までの 4 年間の自己点検・評価は各委員会

等で実施してきており、今後3年ごと又は学長が必要と認める時期に定期的実施される。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づき、それぞれの課題に関係する委員会の委員長及び関係部署の責任者により、客観的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価に関係する委員会、部署による現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

「平成 26 年度自己点検評価書」は、ホームページに掲載し、公開されており、自己点検・評価の結果が学内共有されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検評価書は、冊子を教職員全員に配付するとともに、ホームページに掲載し、広く周知している。

自己点検・評価から設定された課題は、教授会で審議されたのち、関係する委員会や部署に委任して課題解決のための方針が審議され、可能な限り実行に移している。

自己点検・評価の結果を入試制度の改善に生かすなど、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 地域の各種審議会・委員会への協力

【概評】

大学は、愛知県一宮市に所在する唯一の大学として積極的に地域貢献に取り組んでいる。一宮市教育委員会との共催で、短期大学部とともに市民大学公開講座を毎年開催している。例年二つのテーマを設定し、それぞれ4回ずつの講義を教員が行い、安定した受講者数を確保している。愛知県や近県の高校からの出前授業の要請にも応えるなど、大学が持っている人的資源を社会へ提供している。

また、特色ある社会連携も展開している。平成23(2011)年には「いちい信用金庫」と産学連携に関する協定を結んでいる。これにより、尾張地域の食品製造、食品加工及び食品こん包に関わる業者から事業展開に関する相談、特に食品加工や食品衛生面での相談を受け、対応している。

教員は、市からの依頼を受けて、研修会の講師や食の情報紙「ぐりーんりんぐ」の編集委員を務めるほか、各種の団体が主催する研修会講師を担当している。日本給食経営管理学会の理事長を務める教員もいるなど、一宮市のみならず全国に広がる社会的活動を行っている。専門的な知見を生かす役割を担って、地方自治体の設置する審議会・委員会の委員等に就任している。

学生は地域ボランティア活動に取り組んでいる。大江川クリーン作戦（グランドワーカー一宮実行委員会主催、一宮市共催）に学生会活動として参加しているほか、歯と口の健康週間、禁煙週間（いずれも一宮市保健所主催）の街頭キャンペーンなどに参加している。